

# 熊本県育英資金の 制度内容と事務の流れ

令和7年度予約募集【中学校3年生対象】

\* 「推薦事務の手引き」をお手元にご準備ください

\* 熊本県教育委員会HPで「育英資金」と検索すると、  
「各種申請様式等」「熊本県立高校検索ガイド」  
「県内私立高校一覧」をご覧いただけます



## 熊本県育英資金の募集

：募集は年2回

### 予約募集

- 中学3年生が対象  
高校入学前に申請手続きをします。
- スケジュール
  - 9月頃 申請書等の提出
  - 12月頃 選考結果を通知
  - 4月頃 高校入学  
採用決定・誓約書等の提出
  - 5月頃 採用決定を通知
  - 5月末 初回振込（4～5月分）**  
以降、毎月21日振込

今回は  
こちら

### 在学募集

- 高校生が対象  
高校入学後に申請手続きをします。
- スケジュール
  - 6月頃 申請書等の提出
  - 8月頃 審査・選考  
選考結果を通知
  - 9月頃 誓約書等の提出
  - 9月末 初回振込（4～9月分）**  
以降、毎月21日振込

修学貸与  
予約申請者（R5実績）  
(単位：人)

申請者	344
貸与予約者	313

## 育英資金の目的と心得

育英資金は「借りる」もので返還が必要なものです。

### • 目的

向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な人に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献しうる人材を育成すること

### • 心得

育英奨学生は、県の定める熊本県育英資金貸与条例及び熊本県教育委員会の定める熊本県育英資金貸与規則を守り、学校の指導に従うとともに、育英奨学生としての維持向上に努めること

## 申請の資格

- 1 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること
- 2 学校教育法による高等学校等に在籍する生徒であること
- 3 各世帯の家計状況が、以下のいずれかに該当すること
  - ア 生活保護を受けている
  - イ 市町村民税が非課税又は減免になっている
  - ウ 世帯の所得合計が生活保護基準額を参考にした額の2倍以下である
- 4 他の地方公共団体や日本学生支援機構等から現に学資の貸与を受けていないこと
- 5 貸与した育英資金の返還が確実に認められること

# 申請の資格

- 生活保護法の基準額とは  
厚生労働省が定める生活保護を受けられるかどうかを判定する基準  
【世帯全員の所得の目安】

居住地	4人世帯	5人世帯
熊本市	481万円	531万円
荒尾市	461万円	510万円
その他	422万円	466万円



あくまで“目安”の金額です。

- 世帯員の人数構成、年齢、居住地で基準額は変わります
- 生活保護世帯の方が申請される際は、福祉事務所の担当ケースワーカーに相談するようご指導ください

# 貸与月額

- 以下の金額のいずれかを**進学後に**選択

区分		月額	
高等学校 中等教育学校（後期課程） 高等専門学校 専修学校	国公立	自宅	18,000円、13,000円、8,000円
		自宅外	23,000円、18,000円、13,000円
	私立	自宅	30,000円、20,000円、10,000円
		自宅外	35,000円、25,000円、15,000円

家庭の経済状況や卒業後の生活設計を考慮して金額を決めるようご指導ください。

### 【貸与期間】

正規の修業年限の終期まで  
〈例〉  
普通科の高校：3年間  
看護学科の高校：5年間

- 採用決定後も年に1回（毎年4月）変更できます
- 併用ができる「就学支援金（授業料）」や「奨学のための給付金」の積極的な利用の周知をお願いします

# 貸与方法

- 育英奨学生本人名義の肥後銀行口座に振り込み  
 ※ 口座がない場合は開設する必要があります

- 振込は原則、毎月21日  
**【貸与スケジュール】**

採用年度	対象月	貸与時期
1年目	初回振込(4月~5月)	5月31日
	6月~2月	毎月21日
	3月	3月10日
2年目以降	4月	振込なし
	年度当初振込(4月~5月)	5月21日
	6月~2月	毎月21日
	3月	3月10日

- 2年目以降、毎年4月は振込なし(奨学生の在籍確認をするため)
- 保証人は、連帯保証人を一人立てること(生計の主たる維持者:親権者)

**保証人不適格となった事例**

- 申請者の兄弟姉妹が返還金を滞納していた
- 保護者が外国籍で、在留期間が限定されていた

など

# 返還期間

貸与を受けた月数の3倍の期間

〈例〉

- 普通科の高校で3年間貸与を受けると、9年間で返還
- 看護科の高校で5年間貸与を受けると、15年間で返還

具体的にいうと、高校1年生から3年生までの3年間  
 毎月18,000円の貸与を受けた場合、毎月6,000円を9年間返還します。

貸与額  $18,000円 \times 12か月 \times 3年間 = 648,000円$   
 返還額  $6,000円 \times 12か月 \times 9年間 = 648,000円$



## 返還開始

- 卒業した場合  
貸与終了後、6か月を経過した日の翌月から
- 退学の場合  
退学月の翌月25日から
- 辞退の場合（貸与が不要になった等）  
辞退期日から6か月を経過した日の翌月から  
※辞退後も在学している場合は、返還の猶予（返還の先延ばし）  
ができます。

## 返還方法

### 〈返還方法〉

- ①口座振替
- ②納付書
  - ・指定の金融機関
  - ・コンビニエンスストア
  - ・ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行での納付書払いでは、手数料がかかります



### 〈返還回数〉

月賦、月賦・ボーナス併用、年1回、年2回、一括返還  
から選べます

## 返還についての注意点

- 延滞利息  
返還を延滞した場合、返還の日までの日数に応じ、返還すべき割賦金額に対して年3%の割合で計算した金額の延滞利息が生じます
- 裁判所の手続きを経て、返還金の回収をする場合もあります
- 返還の猶予  
大学又はこれに準ずる学校に進学したときや、やむを得ない理由により返還が困難となった場合、一定期間返還を猶予できます
- 返還の免除  
奨学生本人が死亡したときなど、返還額の全部又は一部を免除することができます

## 返還の具体例

3年課程の普通科高校に入学し、毎月18,000円の貸与を3年間受けた場合  
※貸与総額 648,000円

- .....
- 3月に卒業したら、その年の10月から返還が始まります
  - 3月に卒業し、大学等に進学して猶予申請（毎年必要）をすると、在学期間中は返還猶予（支払いの先延ばし）ができます  
大学等を卒業すると、6か月後に返還が始まります
  - 月賦払いでの返還を選んだ場合、9年間毎月25日に6,000円を返還します（返還総額 648,000円）

# 事務の流れ

## 学校にお願いすること

- ・ 制度の周知
- ・ 資料の配付
- ・ 申請書類の取りまとめ
- ・ 採用後～進学先決定までの手続き

## 高校教育課への提出締め切り

**令和6年9月13日（金）必着**

※奨学金の申請を取り下げる場合は、  
「申請取消届」を提出してください



## 予約募集

- ・ 中学3年生が対象  
高校入学前に申請手続きをします。
- ・ スケジュール

<b>9月頃</b>	<b>申請書等の提出（学校→県）</b>
12月頃	選考結果を通知（県→学校）
2月頃	進学報告を依頼（県→学校）
3月頃	進学報告の提出（学校→県）
4月頃	高校入学 採用決定・誓約書等の提出
5月頃	採用決定を通知
5月末	初回振込（4～5月分） 以降、毎月21日振込

※枠の部分について中学校に依頼